

[研究ノート]

ワークライフバランスの社会学的研究と生活時間研究

－全行動時刻別行為者率分析が
その展開にどのように貢献出来るかを探る－

藤原 眞 砂

はじめに

1. ワークライフバランスとは
2. ワークライフバランスの社会学的研究
3. わが国の少子高齢化対策の概要
4. 日本の夫の家事・育児参加の規定要因研究の知見と研究の意義
5. ワークライフバランスの今後の社会学的研究の課題
6. ワークライフバランス研究と生活時間統計の親和性
7. 生活時間研究視点からの「ワーク」、「ライフ」再考
8. 全行動時刻別行為者率分析によるワークライフバランス研究
9. おわりに代えて－今後の研究課題－

はじめに

筆者は生活時間研究において（平均時間数と比べ）利用が十分とは言えなかった時刻別行為者率表から情報を最大限に汲み出すために全行動時刻別行為者率分析手法を開発した。時刻別行為者率表は被調査者の一日の各種行動への参加状態を示す集計値である。この手法はそれまで労働時間統計（毎月勤労統計調査、労働力調査）を用い論じられることが多かった長時間労働問題研究に生活時間データ（とりわけ時刻別行為者率表）を活用するために開発されたものである。これにより長時間労働が帰宅、食事を遅らせ、こうした遅刻化した行動が時刻上でさらに玉突き的に余暇活動、睡眠活動に影響を与えて行く連鎖過程をグラフにより可視化することが出来た。

筆者はその後、全行動時刻別行為者率分析手法を長時間労働（参加）問題以外にも、子育て、介護参加問題にも適用し、新たな知見の獲得を目指して来た。これらは単に分析手法の（手段的）適用の関心に基づく研究ではなく、長時間労働問題、少子高齢化問題の解明、克服に関わる知見を得ようとする問題追求型の研究でもあった。

それらの研究は長時間労働参加、子育て参加、介護参加が従来の日常生活に入り込んだ場合に、既存の日常生活にどのような変化（機会費用）が生じるか、またどのように生活時間構造が再編されるのか、といった問題意識、関心に基づいたものである。

このような問題関心を端的に表す言葉として最適と思われたのがワークライフバランス（以下、WLBと表記することがある）であった。藤原の従前の生活時間研究は、「ワークライフバランス問題への全行動時刻別行為者率分析手法アプローチ」と一般的に再規定する

ことが相応しいと考えるに至った。

ただ、日本では少子化問題を念頭に、2000年前後から家族社会学者や労働経済学者が、父親による家事・育児参加の規定要因研究（以下、単に規定要因研究と記すことがある）をワークライフバランス研究の一環として位置づけ考究を重ねて来た経緯がある。

このため本研究ノートでは、まず家族社会学、労働経済学者による既存の規定要因研究の流れを把握し、現在の到達点を確認した上で、自らの全行動時刻別行為者率分析手法を用いた子育て参加研究が既存の規定研究と較べ、どのような特徴があるのかを検討することとした。

家族社会学、労働経済学のワークライフバランス研究は「夫の家族内領域への参入」を喚起する意図に基づいている。これは a. 夫の家事、子育て参加を促進することで、b. 妻の両立支援を図り（妻の家族外領域への参入機会を確保し）、c. 妻の出生行動、労働参加を促し、d. 少子化を緩和し、少子高齢化・人口減少社会における労働力不足を克服するという政策シナリオを持っている。この意図に基づき、米国（以下、アメリカとも表記）に倣ってわが国でも夫の家事・子育て参加の規定要因の発見に努めて来た。

これに対して筆者の研究は、夫の家事、育児参加はわが国の長時間労働の慣行（政策努力はするものの）の下では容易には実現しない、という現実を踏まえ、「地域、職場の子育て支援基盤整備の充実」を重視した政策シナリオに基づいている。すなわち、a. 地域、職場の保育サービス環境整備の促進により、b. 妻の子育て負担を軽減し、c. 妻の出生行動の喚起、労働参加を促進し、d. 少子化を緩和し、少子高齢化・人口減少社会での労働力不足を克服する、といったものである。

さらに筆者の生活時間研究アプローチは、全行動時刻別行為者率分析により、i. 妻の子育て参加に伴い生じる機会費用、生活時間構造変動を確認するとともに（藤原 2003、2008）、ii. 育児サービス利用前後のデータを用い、時間量（time-fund）分析手法も用い、保育時間需要量、またこれに対応する保育士の時間供給量、要員数を推測する研究シナリオもあることを特徴としている。

以上を踏まえ、本研究ノートでは、少子高齢化対策に触れつつ今後のワークライフバランスの社会学的研究の諸課題についても整理する。今後のワークライフバランス研究には生活時間統計は最適の統計データであることに言及し、また、全行動時刻別行為者率分析手法を用いたワークライフバランス研究アプローチの特徴、政策研究ツールとしての優位性を論じたい。

1. ワークライフバランスとは

ワークライフバランスは比較的新しい言葉である。日米のワークライフバランス事情に精通している山口によれば、「ワークライフバランス」は、主として母親たちの仕事と子育て、家事の両立が可能なライフスタイルを意味する言葉として21世紀になって誕生したとされる（山口 2009：7-9）。

1980年代に女性の社会進出が進んだアメリカにおいて、企業はファミリーフレンドリーな企業を標榜し、女性が働き易い勤務の仕組みを創り、企業の活力や競争力を促進するために、有能な女性人材の確保・育成・定着の可能性を高めようとした。伝統的な長時間固定勤務は女性には馴染まない、との考えから、企業は彼女たちの仕事と家事の役割の両立

が可能な短時間勤務や柔軟な勤務の仕組み（フレックスタイム勤務、在宅勤務、ジョブシェアリング、育児のための短期／長期の休職制度、圧縮就業、年間時間調整）を導入した。

当初、女性の仕事・家事の両立を図る意図から導入されたこの考え方は、「より一般的に人々の働き方の多様な選好をできるだけ尊重することで、(働く)社会的機会をより広く人々に与える社会を実現すべきだという、より普遍的理念に組み込まれて発展した」(山口 2009 : 9、括弧内の言葉は藤原補足)。1990年代には育児期女性の育児と仕事との調和という意味合いでワークファミリーバランス(仕事と家族の調和)という言葉が用いられていた。しかし、「社会や企業にとって人材活用のあり方を働く人々の多様性を尊重する方向から考え直し、機会の均等をより広く保障するとともに、人々が仕事と生活の両面についてより時間の選択と活用の幅が増え、その結果、より満足を得られる社会が望ましい、という観点へと発展」したことに伴い、ワークファミリーバランスはワークライフバランス(WLB)という用語に包括されるようになったとされる。とりわけ、ホックシルドの1997年の著書『タイム・バインド(=Time Bind: 時間の束縛)』がアメリカの共働き家庭における親子関係を描き、全米でベストセラーになった(Hochschild 1997)ことを契機に、ワークライフバランスという言葉は21世紀になり「アメリカ政府の課題やマスコミの話題に頻繁に上がるようになった」とされる(山口 2009 : 7)。ただ山口によれば「アメリカのワークライフバランス研究では家族の問題、雇用の問題、企業の人材活用のあり方の問題は議論されていたが、少子化の問題の議論は皆無であった。これはアメリカが経済先進国では例外的に少子化を経験していない国であったから」(山口 2009 : 11)としている。

このようにワークライフバランスは少子化に無縁なアメリカにおいて、政府ではなく企業がより良い人材を獲得するために努力する過程で誕生した概念である。しかし、少子高齢化に悩む日本、それにヨーロッパ諸国ではむしろ政府が少子高齢化対策の政策理念として導入して来た経緯がある。

2. ワークライフバランスの社会学的研究

(1) アメリカにおけるワークライフバランスの社会学的研究

アメリカでは女性の社会進出を背景にワークファミリーバランスが問題とされ、さらにそれはワークライフバランスという理念に普遍化した。アメリカでは共働き家庭の増大に伴い、夫婦の役割の在り方に社会的関心が高まり、「家族学研究者やジャーナリストの間、アメリカの男性はもっと育児や家事に参加して、家庭内サポートシステムを作りあげていくべきであるという考え方が広まった」(石井 1998 : 135)というのがワークライフバランス研究の当初の背景であった。

このような背景の下で、アメリカでは、夫の家事・育児参加の規定要因に着目した研究が家族社会学者によりなされてきた(Hiller 1984, Coverman 1985, Shelton and John 1996)。彼らは「夫の家事・育児参加」を被説明変数として、(1)家事・育児の量、(2)時間的余裕、(3)夫婦の相対的資源差、(4)イデオロギー等を説明変数として設定したモデルを組んで、多変量解析により各要因の影響力を検証する研究を積み重ねた。石井によると規定要因研究も含む「米国の父親に関する論文はすでに1万本以上になる」(石井 1998)、とのことである。

一連の研究によると、アメリカでは夫婦の相対的資源差（学歴、所得の相対的格差）が夫の家事・育児参加をもっとも規定していたとのことである（永井 1999：122）。換言すれば、妻の学歴や所得が夫に比肩する場合には、夫の家事・育児参加が高まる、という知見が得られた。永井によれば、これは「夫は稼得役割とともに家事労働の担い手であり、妻も稼得役割を担うというアメリカにおける家族の役割関係が、日本とは前提から異なっているせいではないかと考えられる」としている。ちなみに石井（1998）によれば、「最近の父親研究は単に新しい変数を増やしてデータを分析するといった、いわゆるSpecification Search（重箱の隅をつくような研究）に終わってしまい、理論の発達が足踏み状態になっているように思われる」（括弧内は筆者追加）としている。

（2）日本におけるワークライフバランス研究

日本でも米国における研究手法を移植する形で、夫の家事・育児参加の規定要因を検証する研究がなされてきた。「アメリカの、また日本の家事分担・遂行についての実証的研究は1980年代から今日まで理論的枠組みにおいて一貫した考え方が貫かれてきた」（永井 1999）とのことである。ただ日本における夫の家事・子育て参加の規定要因研究は、アメリカが夫婦共働きの増大を契機に始まったのに対し、少子化対策研究の一環としてなされて来たのが特徴である。

このような研究に日本で携わってきたのは家族社会学者、労働経済学者である。彼らの研究は、筆者の解釈するところでは、a. 夫の家事、子育て参加を促進することで、b. 妻の両立支援を図り（妻の家族外領域への参入機会を確保し）、c. 妻の出生行動、労働参加を促し、d. 少子化を緩和し、少子高齢化・人口減少社会における労働力不足を克服するという、政策シナリオが基底にある、と考えられる。

少子化対策研究のターゲットとなっている年齢層は20歳代後半、30歳代の子育て世代の女性である。労働経済学者、労働法学者の両立支援研究では子育てに対する行政（中央、地方）、企業による効果的支援のあり方、就業継続に対する政策効果の検討がなされてきた。これと共に、家庭にあっても夫の子育て参加が必要との認識のもと、家族社会学者、労働経済学者の規定要因研究が進められてきた。

ここで日本における夫の家事・子育て参加の規定要因研究の成果を紹介する前に、わが国の少子高齢化対策の概要について述べておこう。

3. わが国の少子高齢化対策の概要

（1）これまでの取り組みの概要

少子高齢化が進むわが国は、労働市場からの高齢者の大量退出に伴う労働力人口の減少にどのように対処するかという問題と、少子化にどのように歯止めをかけるかという課題に直面している。

わが国の現在の少子化対策は少子化社会対策基本法（2003年9月施行）のもと少子化対策会議（内閣総理大臣会長、全閣僚が委員）が主体となって推進されている。少子化対策の諸施策は「男女共同参画」と「ワークライフバランス」（以下ときにWLB：Work Life Balanceと記す）」という2つの相補的な政策理念のもとで進行している。平成19年（2007年）版『男女共同参画白書』では「女性の活躍とワークライフバランス」が特集された

(内閣府 2007)。また、平成20年と21年の『少子化社会白書』でワークライフバランスと男女共同参画推進が少子化対策の2本の柱とされている(内閣府 2008、2009)。

女性の能力、労働力を一層活用するためには、「男は外、女は内」という従来の性別分業の再考が必要である。男女共同参画はそれに応える政策理念である(この理念に基づく法律は1999年施行の男女共同参画社会基本法)。ただ、これによって男女とも労働時間が長くなり、家庭生活が疎かになっては家庭の維持・存続に支障を来す。したがって仕事と家事・育児、介護等の両立が可能な、生活スタイルの実現を目指す男女の働き方改革が必要である。この考え方に基づき2007年には政労使代表等からなるトップ会議において仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章、行動指針が決定された。ただ、以上のような政府の様々な少子化対策にも関わらず、合計特殊出生率は明確な回復の兆しを見せないのが現状である。

(2) 少子高齢化対策の狙い

少子高齢化対策の政策の狙いの骨子を整理しておく。

労働力人口の減少に対しては、①-1働く意欲のある高齢者の労働継続を図るために、彼ら/彼女たちの労働市場からの退出年齢での対策(定年の延長、あるいは定年制度そのものの廃止)が検討され、実施に移されつつある。①-2生産年齢人口(15~64歳)に関しては、労働力開発の余地がある女性の労働参加率の向上が懸案である。

女性の労働力開発の焦点は、年齢別労働参加率曲線(いわゆるM字曲線)の谷に位置する20歳代後半、30歳代の女性達である。かつては結婚に伴う退職がM字の谷の底を形成していたが、現在は出産・子育てによる労働市場からの退出が谷の底となっている。

女性の労働力開発のために、仕事と家事・育児の両立支援策が講じられている。企業には彼女たちの就業継続の実現を図る諸施策(柔軟な勤務体制の実現、出産・育児休暇の取得促進、託児施設の付設等)が求められている。自治体も自らこれを促進する雇用主の立場にあるが、中央政府の政策の実行主体として地域にあって保育所、幼稚園、認定子供園等の整備を図る責務を負っている。また女性の労働参加の阻害要因とされる配偶者控除の廃止を促す議論もされている¹⁾。

出生数の向上策に関しては、②出産が可能な年齢層(15歳~49歳)の出産をどのように促すか、ということが懸案である。ちなみに彼女たちは合計特殊出生率を算出する基盤となる年齢集団(人口コホート)である。出生率向上の主たる標的は25歳後半、30歳代の女性達であることは言うまでもない。

しかし、「産めよ増やせよ」の時代ではない。私的領域への行政の関与は極めて困難である。したがって、出産の経済的負担を軽減するなど間接的誘因策を講じることが主眼である。国では健康保険制度を通じて出産育児一時金、出産手当金の給付等がなされている。自治体では保育料の負担軽減の施策が展開されている。2人目は半額、3人目は無料といった保育料軽減策を推進する自治体もある(これは労働参加促進の効果も同時に持つ)。

出生数の向上のためには晩婚化、晩産化に歯止めをかけることが必要であるとの認識が広がっている。女性の初産の平均年齢は晩婚化に伴い平成23年に初めて30歳を超え、平成25年には30.4歳となり、晩産化が進行している²⁾。初産が30歳代にずれ込むと第2子以降はさらに晩産化し、ひいては家庭の少子化をもたらす。こうした連鎖の改善が求められる。

女性たちに結婚、出産年齢の早期化を促す施策として民間企業により、ネットサイトも含め男女の種々の出会いの場が創出されている。自治体がそのような催しを開催することもある。また、最近では高齢出産の困難、危険性を指摘する医学会の動向を伝え、早期の出産の啓蒙を試みる政府や自治体の動向も散見される。

以上のように、20歳代後半、30歳代の女性は少子・高齢化対策のターゲットとなる年齢層であり、彼女たちは労働参加と出産・育児という二つの役割を担うことが期待されている。ちなみに労働参加と出生率が同時に達成できるのか、という疑問があるが、これに関してはOECDの統計では両者に正の相関があることを示すデータがある（図1参照）。これは政府の少子高齢化対策でも引き合いに出されることが多い³⁾。

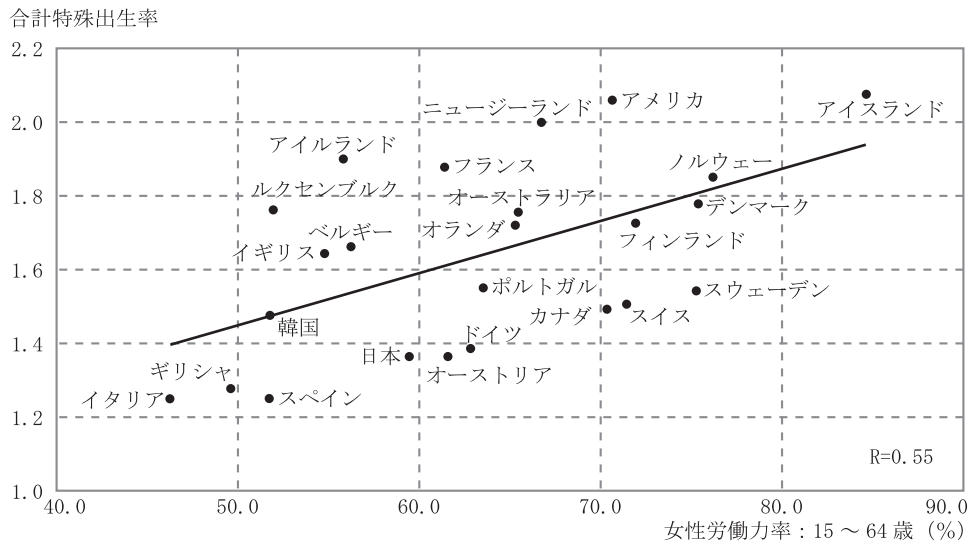


図1 OECD加盟24カ国における合計特殊出生率と女性労働力率（15～64歳）：2000年

原資料 Recent Demographic Developments in Europe 2004、日本：人口動態統計、オーストラリアBirths. No. 3301、カナダ：Statistics Canada、韓国：Annual report on the Vital Statistics、ニュージーランド：Demographic trends、US：National Vital Statistics Report、ILO Year Book of Labour Statisticsより作成。

原註 女性労働力率：アイスランド、アメリカ、スウェーデン、スペイン、ノルウェーは16歳～64歳、イギリスは16歳以上。

資料出所 内閣府男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会（2005）

4. 日本の夫の家事・育児参加の規定要因研究の知見と研究の意義

(1) 日本の夫の家事・育児参加の規定要因研究の知見

男女共同参画基本法の成立以降、雇用機会均等法、育児休業制度など、女性の労働環境の整備を促す法律が整備されて来た。労働経済学者、労働法学者は、これらの制度が出産・育児期の女性の労働保護、継続に果たして効果があったのかとの観点での研究を行って来た。他方で社会学者はこれらの問題にどのような視角から研究をして来たのであろうか。日本の家族社会学者は、労働経済学者とともに、WLB研究（既述の規定要因研究）を通して少子化研究に取り組んできた。それはアメリカのWLB研究の手法を引き継ぐものであっ

た。

日本の一連の夫の家事・育児参加の規定要因（A. 家事・育児の量、B. 時間的余裕、C. 夫婦の相対的資源差、D. イデオロギー等）研究では、「単独研究では家事の規定要因の全側面を明らかにすることは出来ないため」、「先行研究で家事測定・研究の空白があれば、その穴を埋める」といった形でつぎの研究がなされて来たこととされる⁴⁾（松田、鈴木 2002：74）。

日本の夫の家事・育児参加の規定要因研究の成果、知見を池田の整理を借りて、紹介しておく（池田 2010）。

Aの家事・育児の量（末子年齢の低さや子供数を変数とする）の影響に関して見ると、Nishioka（1998）、松田（2000）、松田、鈴木（2002）は効果があるとしたのに対して、酒井（2006）や久保（2007）は効果が有意でないとしており、相反する結果が出た。Cの夫婦の相対的資源差についても、夫婦の収入に占める妻の割合が高いほど夫は家事・育児参加するとの結果を数井ほか（1996）は得たが、Nishioka（1998）、松田、鈴木（2002）はその効果に否定的な結果を得ている（池田 2010：25）。Dのイデオロギー（性別役割意識：例「男は外、女は内」）に関しては、前田（2002）、酒井（2006）は有意な効果があったとしたが、Nishioka（1998）、松田（2000）はイデオロギーの影響はないとしている。

以上のように、A、C、Dに関しては相反する結果が出て、効果のほどは定かではない。これに対して、上記の研究者たちの中で一貫して効果があると見なされているのがBの時間的余裕である。時間的余裕がある夫ほど、家事・育児参加の度合いが高い、という関係は立証されている。これは労働時間が長い（短い）男性ほど家事・育児参加の度合いが低い（高い）とも言える⁵⁾。

アメリカの研究の刺激を受けて行われた日本での夫の家事・育児参加の規定要因の計量的研究によって得た知見は、わが国の懸案である男性の長時間労働問題を再確認した結果となった。夫の長時間労働を解消することで、彼らの「家事・育児参加」を促進することが政策的含意、ということになる⁶⁾。

（2）生活時間研究から見た規定要因研究の意義

夫の家事・育児参加の規定要因研究はアンケートで作成された被説明変数（夫の家事・育児の参加程度を操作化したもの）を用いて、これに様々な説明変数である規定要因を投入して夫の家事・育児参加を説明する研究手法である。

調査票を用いた夫の家事・育児参加の規定要因研究では変数の選択や操作化の差異により分析結果に影響が生じると考えられる。既存の研究で説明、被説明変数の双方がどのように設定され、操作化されたかを系統的に検討することは興味深い研究である。しかし、これについては別稿に委ね、ここでは生活時間研究者の立場から規定要因研究に検討を加え、規定要因研究の意義そのものにも言及してみたい。

こうした考察に手がかりを与えてくれるのは松田（2000）と松田、鈴木（2002）の研究である。彼らは生活時間研究者に馴染みの深い社会生活基本調査データを用いた研究と、アンケート調査データを用いた研究の双方を手掛けた規定要因研究を行っている。

松田はアンケート調査を用いた研究（松田 2000）では、被説明変数である夫の家事参加の程度を、妻の評価（「よく協力してくれている」、「まあ協力してくれている」、「あまり協

力してくれない」、「ほとんど協力してくれない」)に基づき設定し⁷⁾、これに様々の規定要因を投入して説明を試みている。

松田、鈴木（2002）は社会生活基本調査（社会調）の個票データを用いている。そこでは家事時間（＝「家事」＋「買物」＋「育児」）を被説明変数として、労働時間、家事の量（末子年齢、同居の有無）を説明変数として用い多変量解析がなされている。彼らは被説明変数に生活時間データを用い、また説明変数には社会調の生活時間データと付帯設問の項目データを用いている。この研究は「家事研究において「空白」となっている研究箇所のひとつが、夫/妻双方の家事を、「時間」ベースで測定した、全国サンプルデータによる実証研究」（松田、鈴木 2002）であるとの認識に基づきなされたものである。

ここでの知見は「時間的余裕仮説と家事量仮説から、妻の家事時間の多くを説明することは可能である。しかし夫の家事時間は、これらの仮説が当てはまるが、夫の家事時間の（平日の）平均が10分に満たず、8割強がまったく家事をしていない現状を説明する力は弱い」（括弧内の言葉は筆者補足）としている⁸⁾。

生活時間調査データを用いれば、被説明変数である夫の家事・育児参加状況は松田が試みたように家事時間を用い容易に設定出来る。日本の男性の家事参加時間は諸外国と比較して、非常に少なく、平日において夫の家事時間の平均が10分に満たないこと、夫の家事行動率（＝調査日に家事行動をした夫の数÷夫の人口）が2割に止まることは、生活時間研究者にとっては広く認識されている事柄である。

多くの規定要因研究では、松田の上記の例に見るように、アンケート調査により被説明変数である家事・育児参加を操作化し、それに同様の操作を施した説明変数を投入して研究を続けている（松田 2000）。しかし、生活時間研究者からすると、生活時間データで見ると極めて低調な日本の夫の家事・育児参加を、操作化して被説明変数として設定し、（米国のように）研究を進めることに、どれほどの意義があるのか、との疑念がある。操作化し、設定された被説明変数は極めて低調な夫の家事・育児の参加の実態を膨らませて計測、評価している危険性さえあるかもしれない。

5. ワークライフバランスの今後の社会学的研究の課題

アメリカの研究の刺激を受けて行われた日本での夫の家事・育児参加の規定要因研究によって得た知見は、わが国の懸案である長時間労働問題を確認したに過ぎなかった。

これを受けて池田は「日本の男性が長時間労働であることはよく知られているが、このことが男性の家事・育児参加を難しくしている。のみならず女性にも長時間労働がひろがりつつある。これにより、出産・育児期や介護期の就業継続が難しくなっていることを、これまでの研究は示唆している」（池田 2010：28）としている。さらにいえば「家庭生活では女性のみならず男性においても、労働時間短縮の必要性に直面する労働者は今後増える可能性がある。この課題をさらに深めるとともに、家庭以外の生活においても、たとえば地域生活やボランティア、趣味の活動など、具体的な生活の課題に即して労働時間短縮の議論を深めていくことはワークライフバランス研究の重要な課題である」（池田 2010：28）。

言い換えれば、生活の諸課題への参加、すなわち①家事・育児参加、②介護参加、③地域生活への参加、④ボランティアへの参加、⑤趣味活動への参加を実現するために、「どのような仕事の調整が可能か、仕事と生活の関係の中で働き方を見直す具体的な課題を明ら

かにして行くことが重要である」(池田 2010: 29) としている。

今後のWLB研究に対する池田のこうした方向づけは適切である。ただ、彼の提示した生活課題にはさらに付け加えるべきものがある、と考える。ここでまずは2つ追加したい。

1点目は、諏訪(諏訪他 2008: 312-321)が提唱するキャリア権を確保する生活場面への参加である。これは特に技術系の勤労者に対して妥当する。彼らの技術、技能知識は急速な科学技術の進歩に伴い陳腐化が激しい。これに対して、新規技術・技能習得のために、⑥「自己研鑽・研修への参加」が必要である。事務・営業職にとっても製品知識、情報処理、マーケティング等の新たな技術、技能の習得のために自己研鑽・研修への参加が求められる。仕事に忙殺される日々の中ではこれを果たせない。

「自己研鑽・研修への参加」は α 、勤労者にとり自らの雇用保障に繋がる。また、 β 、一人あたりの生産性の向上にも資する。 α および β は少子高齢化社会で減少が危惧される労働力の保持に資するし、労働力数の減少を生産性で補完するために必要な雇用・労働政策課題に応えるものである。

2点目は、職場での労働条件、労働環境の向上を目指す、⑦労働組合、従業員代表制組織の運営への参加も重要な生活場面での参加問題として挙げられよう。労働組合運動の衰退、無関心の蔓延には憂慮すべきものがある(藤原 1987)。長時間労働に対する抑止力としての組合の存在は欠かせない。

これらの様々の生活場面への参加(①~⑦)を可能とする労働時間は、健康との関係で問題となる(労働科学者、生活構造論研究者が問題にする労働力の再生産が可能な)適切な労働時間よりも、さらに短い労働時間である。

一例を示すと、松田(2002: 324)は、子供の就寝時間を考えれば男性の育児参加が可能な帰宅時間は21時以前でなければならないとし、それ以降の帰宅では育児参加の度合いが急激に低下するとも指摘している。永井(2001)は男性の家事・育児参加が高まる労働時間として「1日600分(10時間)未満」という具体的な数字を提示しており、換算すれば残業は2時間未満ということになる⁹⁾。

6. ワークライフバランス研究と生活時間統計の親和性

日本では、ワークライフバランス研究は少子化対策として生まれた経緯がある。研究の当初の関心は家庭領域での男性の家事・育児参加問題であった。しかし、今後は広範で具体的な生活の諸課題に即して労働時間短縮の議論を深めていくことがワークライフバランス研究の重要な課題であるとの認識が生まれている。

こうしたWLBの研究の方向性を念頭に置いた場合、生活時間統計はそれに応えるに足る豊富なデータを取り揃えている。仕事(ワーク)と家事・育児、介護等々のライフイベントとの調和を探ろうとする場合、個人の各種行動への参加に関わるデータを揃えた生活時間統計(総務省・社会生活基本調査、NHK・国民生活時間調査)は研究に最良、最適の情報基盤である。諸々の参加行動に関わる変数(個票に見られる個人の参加時間数、参加、退出の時刻、特定の属性を持つ統計集団の集計値である平均時間数、時刻別行為者率)は生活時間統計からそのまま利用できる。松田の研究にその一例を見たように、規定要因研究では、被説明変数である参加行動を様々に操作化し、設定していた。

参加行動領域(A. 家庭、B. 居住、C. 個人、D. 職場)ごとに、前段で論じた生活

課題の種別（①～⑦）を社会調の行動項目（以下、鍵括弧内）と対照させてみよう（表1参照）。

表1 参加行動項目と社会生活基本調査行動項目との関係性

A. 家庭領域	①家事、育児参加⇒ 「家事」「育児」
	②介護参加⇒ 「介護・看護」
B. 居住領域（地域）	③地域生活への参加⇒ 「ボランティア活動・社会参加活動」
	④ボランティア参加⇒ 「ボランティア活動・社会参加活動」
C. 個人領域	⑤趣味活動への参加⇒ 「趣味・娯楽」
	⑥自己研鑽・研修参加⇒ 「学習・研究」
D. 職場領域	⑦労働組合等参加⇒ 「ボランティア活動・社会参加活動」 + 「一緒にいた人：職場の人」

①、②、⑤、⑥などは、参加行動と社会調の行動カテゴリーが合致している。一致しない行動、たとえば労働組合等参加の場合、「ボランティア活動・社会参加活動」に「職場の人」（社会調の日記帳式調査票に行動種別の記録欄とともに「一緒にいた人」を記す欄がある）を条件追加すれば設定出来る。

7. 生活時間研究視点からの「ワーク」、「ライフ」再考

（1）生活時間研究視点による「ワークライフバランス」の再考および研究課題

生活時間研究では、金銭収入のある仕事を「有償労働」、家事、育児、介護・看護、買物などを「無償労働」と括る。この定義によると、①の仕事参加と家事・育児参加の両立問題および②の仕事参加と介護参加の両立問題は、生活時間研究ではワーク（有償労働）・ワーク（無償労働）・バランス問題である。

ちなみに生活時間研究ではライフとは第1次活動（睡眠、身の回りの用事、食事）、第3次活動（テレビ・ラジオ・新聞、休養・くつろぎ、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、受診・療養ほか）である。この意味で、狭義のWLBは、ワーク（有償労働）とライフ（③～⑦のボランティア活動・社会参加活動、趣味・娯楽、学習・研究）の両立問題ということになる。

以上、①～⑦の項目を俯瞰して見ると、その中にはライフステージに画期をもたらす①家事、育児参加、②介護参加といったものもあるし、日々の重要な生活場面（③～⑦）への参加といった意義のある項目が混在していることが分かる。

このように整理すれば、前者のライフステージの変化に追加しなければならない行動があることが分かる。それは①の「家事・育児参加」の前段である「⑩結婚生活への参加」といったライフイベントへの参加である。配偶者を得る生活は女性に大きな生活の変動をもたらす。晩婚、晩産が問題となる少子化議論にとって、「結婚生活への参加」の検討は欠くことは出来ない研究項目である。

「結婚生活への参加」の局面は、社会調データでは「配偶者無し」から「配偶者有り」への属性の変化により把握出来る。女性の場合は結婚前に有業か無業の何れであったにせよ、兼業主婦（配偶者有+有業）あるいは専業主婦（配偶者有+無業）の何れかの形で「結婚生活への参加」をすることで彼女たちの生活時間構造には大きな変動が生じる（後掲、図

2参照)。

ここに至って、ワークライフバランス研究のテーマは⑥～⑦の8項目ということになる。ちなみに日本の夫の「家事、育児への参加」の最大の規定要因は「時間の余裕」であったが、有職の夫や妻のその他の各種行動への参加に関しても常に「時間の余裕」が規定要因として関わっていることは想像に難くない。

「時間の余裕」とは、言うまでもなく「仕事（有償労働）への参加」の程度（長短）に関わっている。

この用語に基づけば、⑥～⑦の各種参加に即して労働時間短縮の意義を検討し、「仕事と生活の関係の中で働き方を見直す具体的な課題を明らかにして行く」（池田 2010：29）研究作業とは、⑥～⑦の各種行動参加と「有償労働への参加」との関係性を究明することに他ならない。

ただここで重要な研究課題をわれわれは見落としていることに気がつく。それは従来の長時間労働そのものに関わる論議をどこに位置づけるのか、という問題である。

長時間労働に参加することによって日々の精神的、肉体的疲労の回復が果たせない、あるいは余暇活動に従事する余裕も持てない、との問題の設定がなされていない。

⑥～⑦にさらに、⑧「第1次活動参加、第3次活動参加」と有償労働参加とを対立させての問題設定が欠かせない。これは「生活領域総体」と労働が関わっている事柄である。これは労働力の回復過程そのものを問題とする従来の長時間労働に関する議論そのものである。長年、労働科学、労働経済学、産業・労働社会学で議論されてきた課題である。

長時間労働が人々の日常生活にどのような負の影響、しわよせを与えるのか。このような長時間労働（参加）研究はワーク（有償労働）・ライフ・バランス研究の核心に位置づけられる課題である。

生活時間研究視点では長時間労働に参加した「残業日」には、「非残業日」と較べて、個人の行動時間数、タイミング、さらに特定の属性集団の行動の平均時間数、時刻別行為者率においてどのような変化が見られるのかが問題となる。ここでは第1次活動参加（睡眠、身の回りの用事、食事）、第3次活動参加（テレビ・ラジオ・新聞、休養・くつろぎ、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、受診・療養ほか）といった日常生活領域総体への参加と有償労働参加の関係性が問われる。

(2) ワークライフバランス研究の方向性と主要な分析課題

WLB研究の主たるアプローチである父親の家事、育児参加の規定要因研究の検討から、日本の研究では「時間のゆとり」が最大の負の規定要因であることが再確認された。さらに池田による長時間労働研究の課題に関わる所説を踏まえて、それらを筆者なりに再設定し、⑥～⑧の課題項目を据えて、WLB研究の方向性を示した。水野谷（2005）は「生活時間研究の主要な課題の1つは、収入を目的とする活動にあてられる労働時間と、それ以外の生活全体の様々な活動にあてられる時間との関係を明らかにすることである。日本では長時間労働により、労働時間以外の生活時間への時間的しわよせ、男女の生活時間配分における不均衡が指摘されて久しい」としているが、この問題意識は池田の今後のWLB研究の課題の認識、また筆者の生活時間研究の方向性とも軌を一にする。

改めてWLBの研究の分析課題を纏めておこう（表2参照）。

表2 ワークライフバランス研究の分析課題

A. 家庭領域	③結婚への参加	(配偶者「無」→「有」)	←→「仕事」参加
	①家事、育児参加	(「家事」参加)	←→「仕事」参加
		(「育児」参加)	←→「仕事」参加
	②介護参加	(「介護・看護」参加)	←→「仕事(有償、無償労働)」参加
B. 居住領域 (地域)	③地域生活への参加	(「ボランティア活動・社会参加活動」参加)	←→「仕事」参加
	④ボランティア参加	(「ボランティア活動・社会参加活動」参加)	←→「仕事」参加
C. 個人領域	⑤趣味活動への参加	(「趣味・娯楽」参加)	←→「仕事」参加
	⑥自己研鑽・研修参加	(「学習・研究」参加)	←→「仕事」参加
D. 職場領域	⑦労働組合等参加	(「ボランティア活動・社会参加活動」参加)	←→「仕事」参加
E. 生活領域総体	⑧第1次、第3次活動参加	(「残業日」と「非残業日」の比較を通してみるWLB:長時間労働参加)	←→「仕事」参加

上記の問題設定は、当初の少子化対策のみならず、人々のライフイベント、日常の各種参加行動、さらには生活総体に関わるワークライフバランス問題である。こうした研究は日本人の生活の質そのものの向上を目指す研究である。

8. 全行動時刻別行為者率分析によるワークライフバランス研究

ここに至って、全行動時刻別行為者率分析手法を開発して来た生活時間研究者の立場からどのような視点、手法でWLBにアプローチするのかを論じることが出来る。本稿で主として論じた少子化問題に関係する研究をまず例に全行動時刻別行為者率分析の特徴をまず説明する。

(1) 全行動時刻別行為者率分析による少子化問題の政策研究

(研究課題⑩、①に関係した研究)

1) 少子化問題に対するアプローチの特徴

全行動時刻別行為者率分析による筆者のWLBに対するアプローチは従来の規定要因研究と全く異なる考え方に基づいている。

少子化対策問題に関係した従来の夫の家事、育児参加の規定要因研究は、繰り返すが、「家庭での夫の子育て参加の喚起」を基点とした政策シナリオによって進められて来たと考えられる。a. 夫の家事、子育て参加を促進することで、b. 妻の両立支援を図り(妻の家族外領域への参入機会を確保し)、c. 妻の出生行動、労働参加を促し、d. 少子化を緩和し、少子高齢化・人口減少社会における労働力不足を克服するというものである。

これに対して筆者の研究は、従来のシナリオと区分するため差異を強調して記すと、「地域、職場の子育て支援基盤整備の充実」を基点にした政策シナリオに基づいている。これは夫の家事、育児参加の阻害要因としての長時間労働の慣行は(様々な政労使の試みにも関わらず)容易に改善しない現実を踏まえたシナリオである。すなわち a. 地域、職場の保育サービス環境の整備の促進により、b. 妻の子育て負担を軽減し、c. 妻の出生行動

の喚起、労働参加を促進し、d. 少子化を緩和し、少子高齢化・人口減少社会での労働力不足を克服する、といったものである。

2) アプローチの手法－全行動時刻別行為者分析の導入による観察と政策作成－

全行動時刻別分析を用いた研究はつぎのような手続きで進められる。

i. 彼女たちの家事、育児参加がどのような行動を犠牲にして成立しているのか、換言すれば、家事・育児参加の機会費用を確認する、さらに ii. (地域、職場での) 保育サービスを利用した場合に、家事・育児参加の機会費用がどれだけ減少するのか、といった関心のもとで、その効果を測定する。さらに iii. 保育サービスの供給に必要な人員数、その人件費等の算出を行なう、といったものである。

これは結婚後、働きながら出産、育児に従事している女性が保育等サービス（以下、単に外部サービス）を利用する前後の局面に焦点を当てた政策研究（表2の①の前後の局面変化の研究）である。ここでは a. 出産後の外部サービス未利用時の有業女性の時刻別行為者率表、b. 外部サービス利用の子育て期の有業女性の時刻別行為者率表が用いられる。全行動時刻別行為者率分析と時間量 (=time-fund: 平均時間数×人数) 分析（藤原、高橋2014）の2つの分析手法を用いる。

bからaを減じて得られる差分表を分析すれば、外部サービス利用により、母親たちの育児参加率が時間帯ごとにどれほど低下するか、さらには彼女たちの育児時間数がどれほど低減出来たかが算出可能である。この母親の育児時間の削減は保育士のサービス供給により実現されていると考えられる。したがって、これを起点に必要とされる保育サービス時間供給総量、保育士の供給人数を算出することになる（この手法の詳細に関しては割愛）。

3) 全行動時刻別行為者率分析手法の一例

ここでは①の局面とは異なるが、独身有業女性（無配偶・有業女性）が兼業主婦（有配偶・有業女性）に移行した局面の変化を、全行動時刻別行為者率分析を通して解明した例を用い、その手法を紹介しておく。兼業主婦の時刻別行為者率表から独身有業女性のそれ

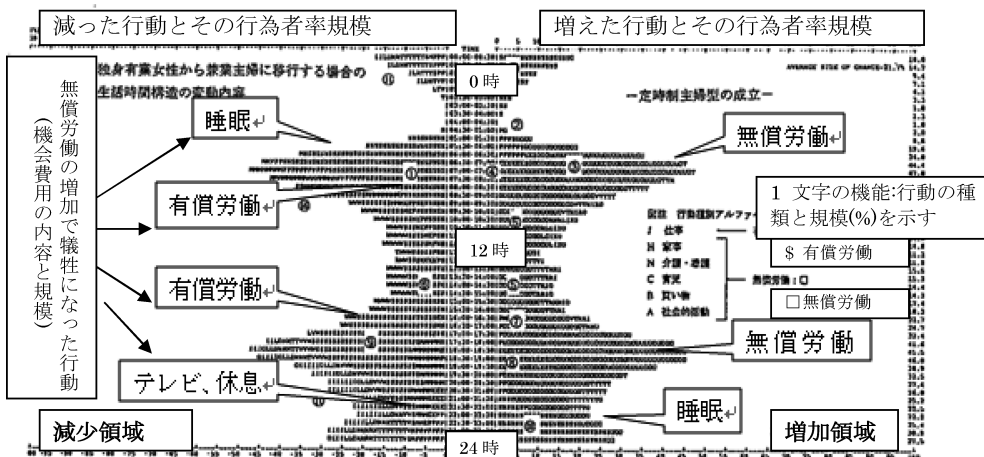


図2 差分行動時刻別行為者率に基づき描かれた差分文字グラフの例

を減じて得られる差分の時刻別行為者率表が分析対象となる。独身有業女性が兼業主婦に移行した場合の時間のバランスシート（生活時間構造変動）は図2に見る差分文字グラフ（全行動時刻別行為者率分析の観察ツール）により可視化がなされる。

自由な独身女性が結婚することで、1日の時刻別にどのような行動が増大し、どのような行動が減少したかが分かる。後者は前者の機会費用と言えよう。

独身有業女性が兼業主婦に移行した場合、早朝と夕刻に無償労働（買物、掃除、家事、子育て）に参加する人が増加し、睡眠、有償労働、テレビ、休息などの諸行動が犠牲になっている。図2は、仕事を継続し結婚した場合の機会費用の内容と規模を生活時間データ（差分文字グラフ）で表現したものと考えられる。

女性の晩婚化、晩産化あるいは未婚化が進む背景には、女性が結婚して、子育て・家事参加することで仕事や生活の自由を失うことあるいは犠牲を回避したい、あるいは忌避したいとの判断があると考えられる。差分文字グラフを用いれば、結婚参加（表2の⑩）、子育て・家事参加（同①）に端を発した女性の生活時間構造の変動状況を観察すると、彼女たちの時刻別の機会費用の内容（逸失することになる有償労働など）が確認できるのである。

規定要因研究、少子化高齢化対策に関わる上記の研究課題以外にも、全行動時刻別行為者率分析を用いれば、数々の知見を得ることが期待できる。すでに着手して来たWLB研究に関し簡単に紹介しておく。

（2）WLBの研究課題と成果

1）長時間労働問題（研究課題⑧）

生活領域総体が長時間労働参加によりどのような影響を受けるのか、という問題設定での研究展開が試みられた。ここでは残業日と非残業日のデータ（各種行動の平均時間数、時刻別行為者率）の比較考量に基づき動態分析がなされた。全行動時刻別行為者率分析では、残業日の時刻別行為者率表から非残業日のそれを減じ、差分時刻別行為者率表（単に差分表とも記す）を得る。差分表をもとに描かれた差分文字グラフにより、残業で犠牲になった機会費用の動向が時刻別に観察された（藤原 1995）。ワーク（有償労働）とライフ（とりわけ退勤、食事行動と第3次活動）のバランス調整の過程が理解された。労働力の再生産過程を焦点に当てる労働科学の研究も通じる研究である^{10）}。

残業により犠牲になる行動の中には、後の時間帯で回復され、時間数も確保される行動（帰宅行動、食事行動）と、行動時刻がずれてかつ時間数も削減される行動（テレビ視聴、睡眠等）の2種類の行動群があることが確認された。前者では残業で当初犠牲になった帰宅、食事行動は遅い時間で回復された。しかし、その回復行動がまた新たな機会費用を生み出す悪循環の行動連鎖が観察された。また、別の研究では、残業をした場合、削減対象として選ぶ行動の選好順位に男女間で差異があることが発見された（藤原 2006）。

2）老々介護問題（研究課題②：介護参加と他の無償労働参加との関係性の研究）

壮健であった老夫婦が老々介護状況に入った場合の介護者の1日の生活時間（平均時間数、時刻別行為者率）を観察した。全行動時刻別行為者率分析では、介護生活に入った介護者の時刻別行為者率表から、介護負担が無かった平穏な時期の時刻別行為者率表を減じ

ることで研究は始まる。この差分表、さらには差分文字グラフにより介護者の諸行動を解明しつつ、意味を理解した（藤原、高橋 2011）。他方、平均時間を見れば、高齢の夫が介護者の場合、3時間の介護と2時間40分余りの家事が突然平穏な日常生活に入って来ていた。老々介護問題はワーク（無償労働）・ライフ・バランス問題である。

①～⑧以外にも、男性の退職というライフイベントの研究も興味深い。いずれのライフイベント（①～②）、日々の重要な生活場面への参加行動問題（③～⑧）を扱うにしても、その意味を理解するためには、全行動時刻別行為者率分析では時刻別行為者率表を最大限に用いることになる。

9. おわりに代えて－今後の研究課題－

最後に、全行動時刻別行為者率の意義を改めて記す。生活時間構造の変動の観察に当たっては、各種行動の平均時間数の差異、変化の観察は容易である。しかし、時刻別行為者率データに関しては単一行動ごとの比較は簡単であるが、全行動の変化を念頭に置き、総合的に解明し、意味を理解しようとする事は至難である。この困難を克服するために開発されたのが、全行動時刻別行為者率分析である（藤原 2014）。

全行動時刻別行為者率分析の特徴は、①異なる属性集団間の諸行動の特徴、（同一属性の）異なる時点間の諸行動の変化の内容を解明することを目指すこと、また手法として、②属性の異なる、もしくは時点の異なる2面の時刻別行為者率表（マトリックスデータ）を分析の対象とし、③各種の文字グラフ（生活時間構造グラフ、差分生活時間構造グラフ等）を観察道具として用いることにある。筆者の分析手法は各種行動の平均時間データを変数として専ら用いる生活時間研究者とは異なるアプローチを模索し、開発されたものである。

社会学のワークライフバランス研究の今後の課題（ライフイベント、生活場面ごとの研究の深化）の理解に生活時間統計は確かなデータを提示出来るし¹¹⁾、全行動時刻別行為者率分析はライフイベント分析に有効な分析手法の提供を約束できることを最後に記しておく。

全行動時刻別行為者率分析に基づく生活時間研究は籠山、氏原、藤本らの研究系譜を踏まえ、また現在の家政学、教育経済学などの生活時間研究者たちの仕事から学びつつ¹²⁾、社会学のワークライフバランス研究に独自の立場から接近し、新たな貢献の在り方を探りたい、と考える。

注

1. 妻の年収が103万円以上だと、妻の収入に所得税がかかる上に、夫の所得税の配偶者控除を受けられなくなるし、会社から家族（配偶者手当）の支給もなくなる。さらに130万円以上（未満だと被扶養者の厚生年金・健康保険適用有り）だと社会保険利用の支払いも生じる。夫婦の年収が増えるにも関わらず、世帯の手取りが少なくなってしまう逆転現象が生じる。このため、妻は働ける状況があるにも関わらず年収103万円や130万円を超えないように働く時間を抑制する。この制度は結果的に女性の労働参加率や労働参加の程度を押さえこむ結果となっている。
2. 厚生労働省調査（2012）によれば、平成22年出生児（きょうだい1人）の母について見ると、出産1年前に「有職」だった者のうち、出産前後に仕事をやめて、出産半年後「無職」になった割合は54.1%であった。この結果、出産1年前に有職者は78.8%であったが、出産半年後には36.6%になった。

なお、平成13年出生児（同）の母については、出産前「有職」だった者のうち、出産前後に仕事をやめて、出産半年後に「無職」になった割合は67.4%であった。この結果、出産1年前の有職者の割合は出産半年後には73.5%から24.6%となった。この間、出産前後に仕事をやめて、出産半年後に「無職」になった割合は67.4%から54.1%に低下している。

3. 日本でも47都道府県の労働参加率（有業率）と合計特殊出生率の相関を見た研究がある。2012年の総務省「就業構造基本調査」、厚生労働省「人口動態統計」を用いたもので、それによると20-49歳の女性の有業率と出生率の相関係数は0.42であった。
4. 夫婦の家事分担を規定する要因はこの4つの要因を用いた解析をする研究が主流である（松田、鈴木2002：74）。ちなみに坂本和靖（2011：218）は先行研究で挙げられている男性の家事・育児参加の規定要因を整理している。（1）家事・育児の量、（2）時間的余裕、（3）相対的資源、（4）イデオロギーに加えて、（5）夫婦の情緒関係の安定、（6）父親のアイデンティティ（夫婦役割の重視⇒参加）、（7）家族・近親者・友人のサポート、（8）育児に関する知識・スキル、（9）雇用不安、（10）職場の環境・慣行などを挙げている。先行研究ではそれぞれの仮説にもとづいてこれらの独立変数を独自調査や既存調査を活用して検証を行ってきた。先行諸研究で活用された調査データの個別の詳細は述べないが。一例として後述の松田、鈴木（2002）の研究を挙げると、彼は（1）から（4）の変数を用いて研究を進めたが、実証データとしては平成10年度厚生科学研究子ども家庭総合研究事業「育児支援政策の効果に関する研究」において実施した「女性の就労と育児に関する調査」（1998年9-10月実施）を使用している。

経済学者の駿河（2011：196）は夫の家事時間の決定要因に関する研究を、「家計の効用の最大化から家事時間の決定を導いて、理論から導かれた命題をテストする」経済学アプローチと、夫の家事・育児の決定要因をいくつかに分類して、上記（1）から（10）に見るような各要因を表わす変数によりテストする社会学的アプローチの二つに分けている。後者の社会学的研究に関しては、「各要因に応じて適当な変数を選択できるという意味で弾力的であるが、背景に選択理論がないのが問題点である」としている。

私たち社会学者は経済学者からの理論的観点の欠落に対する批判に答えなければならない。これに関して、筆者はかつて資源動員視点の理論的関心から住民運動研究を進め、参加理論モデルを提示したことがある（藤原1981、1987）。そこでは参加資源を基層資源（infra-resources）と手段的資源（instrumental resources）に分けた（Rogers, M. 1974）。基層的資源は時間資源〔（2）時間的余裕〕と動機づけからなる。ウェーバーに倣えば（Weber, M. 1972）、動機づけは利害関心〔（1）家事・育児の量〕、理念〔（4）イデオロギー、（6）父親のアイデンティティ〕から構成される。時間の余裕があり、動機づけが強いもの、要するに参加の基層資源を持つ者が家事・育児に参加できる。ただ家事・育児参加の基層資源に夫婦とも恵まれ家事・育児に直面しても、リーダーシップ論によれば、これに適応する能力を持つか否かで分化が生じる。家事・育児の場面に適応出来る手段的資源〔（8）育児に関する知識・スキル〕を有するか否かによって、夫婦いずれが実際にその役割を主導するかが決まる。また、上記の（7）家族・近親者・友人のサポートは動員可能な家庭内外資源である。この説明については別途稿を起こしたい。そこで「育メンババの類型」設定を試みたい。

5. 家事参加に限定した研究であるが、佐藤裕（1998）によれば、確かに時間的余裕は男性の参加を促しやすくなる。一方で、夫・男性の収入が高いほど妻による夫の家事参加への期待は薄れているという結果も出ている。
6. 駿河（2011）は家計行動の理論によって導かれた命題が実証分析により支持されないことが多いこ

とから、注4で述べた2つのモデル（経済学モデル、社会学モデル）を折衷したアプローチを試みている。彼のアプローチは理論分析に依存しているが、「正社員の労働時間が自由に決定出来るかどうかを検討して、労働時間が外生的に決められているために家事時間が最適点より短くなる可能性に焦点を当てた」。検定により労働時間は外生変数とされた。彼のモデルによる検定結果は「家計が短期的には効用を最大化するように自由に時間配分は出来ず、夫の労働時間の制約の下で時間配分を決定せざるをえないことを支持している」とした。彼の研究を通して、労働時間短縮の議論を深めていくことがWLB研究の重要な課題であることが確認出来る。

7. 松田（2002：318-319）の場合、「身の回りの世話」、「遊び相手」、「しつけ」の3つの項目について協力度に関する質問（本文中で言及した4段階）を設定して、これを集計して父親の育児協力度の合成変数を作成した」とある。
8. 平日全く家事をしない8割強の説明をするために、筆者はイデオロギーと時間的余裕仮説を総合した参加の基層資源に関する変数を設定することが有効だと思う。家事分担の規定要因研究の系譜を踏まえて、これについては別途検証してみたい。参加している2割の夫の属性、時間構造を精査して、社会調の個票を用い促進要因を見出す研究も有意味と考える。
9. 内閣府の少子化社会対策白書（2015）では、「夫の気が張りつめている」ことが育児する女性のイライラ感の原因だとし、夫のそれは帰宅時間が10時を超えると急激に高まると指摘している。白書は松田（2002）の研究に触れつつ、「夫の帰宅時間が21時、あるいは22時を過ぎるという状況は、小さな子どもを育てる家庭の生活の質を損っている可能性があり、長時間労働もさることながら、「夫の帰宅時間」そのものも社会全体で考えていくべき課題と言えるであろう」としている。
10. 長労働問題、時短問題に関しては日本では長い研究の歴史があり、枚挙に暇がないほど研究の蓄積がある。生活時間データを用いた初期の研究に限れば、生活構造論の籠山京（籠山 1985）、労働経済学の氏原正治郎（大河内 1950：pp. 33-130）、労働科学の藤本武（藤本 1974）などが挙げられる。
 社会学者エズラ・ヴォーゲルのジャパン・アズ・ナンバーワン（1979年）が出版されるほど、わが国経済の経済力が高かった時期、欧米の国々と貿易摩擦に端を発して纏められた前川レポート（1986年）では、日本の長時間労働が貿易不均衡を促進する不公平な労働慣行であるとの批判に応じて年間総実労働時間の実現と週休2日制の早期完全実施が提言され、1987年の労働基準法改正では1日8時間、週40時間労働が定められた。長時間労働問題は解消されていない。2014年末には「過労死等防止対策推進法」が施行された。時短はいまに至るも政策的、研究的課題であり続けている。
11. アメリカからワークライフバランス研究が入る以前から、日本ではすでに仕事と生活の調和、仕事と家庭の調和という言葉のもとで実質的にはワークライフバランスに関する議論をしたことがある。筆者は生活時間研究の立場から「仕事と家庭生活の両立」問題（ここで言うワークライフバランスと同義）の考察に対して生活時間統計が利用されるべきことを次のように記したことがある（藤原 2000：234）。労働時間統計である毎月勤労統計調査が事業所経由であるゆえに、正確な時間数を計上していないのではないかと、との懸念があることを前段に述べたあと、「事業所を経由せず、家庭に調査票を送付して労働時間をとってきた総務省の「労働力調査」が、より正確な時間統計として重要性を高めるかもしれない。NHKや総務省の生活時間調査（家庭に送付）も、アンペイドワーク、仕事と家庭生活の調和をチェックする良質な統計として新たな労働時間制度（藤原註：裁量労働制）の検証に貢献しよう。」と記した。
12. 生活時間研究では水野谷（2004, 2005）、平田（1998）、平田、貴志（2002）、矢野（1997）、大竹（1997）、藤原等も労働時間とその他の諸行動の関係性を探る同様の問題意識を共有している。生活時

間研究者は共働き家庭の夫婦の時間研究など多様な研究を展開し、知見を明らかにし、ワークライフバランス研究者にすでに多くの情報を提供してきた。ただ、両者の研究者間の研究交流は誠に不十分だと言わなければならない。ただ、多くの生活時間研究者のアプローチは各種行動の「平均時間」を主体にしたもので、時刻別行為者率のデータの使用に関しては不十分なものと筆者には思われる。

引用文献

- 池田心豪（2010）「ワークライフバランスに関する社会学的研究とその課題－仕事と家庭生活の両立に関する研究に着目して」、『日本労働研究雑誌』No. 599、pp. 20-31。
- 石井クンツ昌子（1998）「米国における父親研究の動向」、『家族社会学研究』No. 10(2)、pp. 135-141。
- 駿河輝和（2011）「夫の家事時間を決定するもの」、樋口美雄・府川哲夫編『ワークライフバランスと家族形成』東京大学出版会、pp. 195-216。
- 内閣府男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会（2005）『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』。
- 永井暁子（1999）「家事労働遂行の規定要因」樋口美雄、岩田正美編『パネルデータからみた現代女性』東洋経済新報社。
- （2001）「夫の育児遂行の要因」岩井紀子編『現代日本の夫婦関係』第12章
- 藤原眞砂（2000）「仕事と家庭生活の両立」朝日新聞社編『朝日キーワード経済第3版』、pp. 234。
- 松田茂樹（2000）「夫の家事・育児参加の規定要因」『年報社会学論集』No. 13. pp. 134-145。
- 松田茂樹、鈴木征男（2002）「夫婦の労働時間と家事時間の関係－社会生活基本調査の個票データを用いた夫婦の家事時間の規定要因－」『家族社会学研究』13(2)：pp. 73-84。
- 水野谷武志（2005）『雇用労働者の労働時間と生活時間－国際比較統計とジェンダー視点から』お茶の水書房。
- 山口和男（2009）『ワークライフバランス実証と政策提言』日本経済新聞社。

参考文献

- 今田幸子（1996）「女子労働と就業継続」『日本労働研究雑誌』No. 433、pp. 37-48。
- 氏原正治郎（1950）「女子労働者生活の時間的構造」大河内一男編『戦後社会の実態分析』日本評論社版、pp. 33-130。
- ヴェーバー、マックス著、大塚久雄、生松敬三訳（1972）『宗教社会学論選』みすず書房。
- 大竹美登利（1997）『大都市雇用労働者夫妻の生活時間に見る男女平等』近代文芸社。
- 籠山京（1985）「第4章生活時間調査」『籠山京著作集第4巻生活調査』ドメス出版 [初出は籠山京（1944）『国民生活の構造』長門屋書房]。
- 数井みゆき・中野由美子・土谷みち子・加藤邦子・綿引伴子（1996）「子どもとのかかわり、父母比較」牧野カツコ・中野由美子・柏木恵子編『子どもの発達と父親の役割』第Ⅱ部第3章、ミネルヴァ書房。
- 久保桂子（2007）「フルタイム就業夫婦の育児分担を規定する要因－仕事と時間的葛藤を生じる育児を中心に」『家族社会学研究』Vol. 19、No. 2、pp. 20-31。
- 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課少子化対策企画室（2006）『子ども・子育て応援プラン』。
- 厚生労働省（2012）『第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）』
- 酒井計士（2006）「育児期における男性の家事・育児分担－分担の現状と男性の家事・育児分担を促進

- するための課題」労働政策研究・研修機構『仕事と生活の両立－育児・介護を中心に』第7章、労働政策研究報告書 No. 64。
- 坂本和靖（2011）「両立支援制度が男性の生活時間配分に与える影響」、樋口美雄・府川哲夫編『ワークライフバランスと家族形成』東京大学出版会、pp. 217-237。
- 佐藤裕（1998）「男性の家事参加」1995年SSM調査研究会編『1995年SSM調査シリーズ14 ジェンダーと階層意識』pp. 71-80。
- 諏訪康雄、清家篤、大内伸哉、神林龍（2008）「座談会」、荒木尚志、大内信哉、大竹文雄、神林龍編『雇用社会の法と経済』有斐閣、pp. 285-324。
- 内閣府（2007）『平成19年版 男女共同参画社会』、
<http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h19/zentai/danjo/html/honpen/chap01_00_00.html>。
- 内閣府（2008）『平成20年版 少子化社会対策白書』、
<<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2008/20pdfhonpen/20honpen.html>>。
- （2009）『平成21年版 少子化社会対策白書』、
<<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2009/21pdfhonpen/21honpen.html>>。
- （2015）『平成27年版 少子化社会対策白書』、
<<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27pdfhonpen/27honpen.html>>。
- 平田道憲（1998）「生活時間からみた男女共生社会の展望」岡本裕子他編『人間生活学：生活における共生の理念と実践』北大路書房。
- 平田道憲、貴志倫子（2002）「就業休日パターンからみた夫妻の家事労働時間と自由時間」『日本家政学会』Vol. 53, No. 6, pp. 521-528。
- 藤原真砂（1981）「資源動員視点による運動分析」慶應義塾大学文学部『哲学』第72集、pp. 87-113。
- （1987）「住民運動とコミュニティ」藤田弘夫、吉原直樹編『都市・社会学と人類学からの接近』ミネルヴァ書房、pp. 226-252。
- （1988）「アパレル企業のサービス化とホワイトカラー化する労働組合」神代和欣・桑原靖夫編『現代ホワイトカラーの労働問題』日本労働協会、第6章、pp. 103-132。
- （1995）「労働時間と生活時間－仕事の長時間化に伴い奪われるゆとりは」笠原清志、西原和久、宮内正編『社会構造の探求－理論と現実のインタフェース』新泉社、pp. 136-172。
- （2003）「Changing Times of Women-Another Look at Opportunity Costs of Unpaid Work though Activity Rates Approach」島根県立大学総合政策学会『総合政策論叢』第6号、pp. 49-70。
- （2006）「ホワイトカラーのワークライフバランス」日本労働社会学会『日本労働社会学会年報』（16号）pp. 3-83。
- （2008）「子育て世帯の時間構造」労働政策・研修機構『日本労働協会雑誌』、特別号（No. 571）、pp. 120-134。
- 藤原真砂、高橋将太（2011）「介護労働に起因する高齢者夫妻世帯の生活時間構造変動の分析」島根県立大学総合政策学会『総合政策論叢』第20号、pp. 67-92。
- （2014）「生活時間研究における全行動時刻別行為者率分析手法の意義と分析論理」島根県立大

- 学総合政策学会『総合政策論叢』第27号、pp. 63-97。
- 藤原眞砂、高橋翔太（2014）「日本社会の生活時間量変動の研究1979-2011年」島根県立大学総合政策学会『総合政策論叢』第27号、pp. 99-126。
- 藤本 武（1974）『最近の生活時間と余暇』[労働科学叢書35]。
- 前田信彦（2002）「男性の労働時間と家庭生活－労働時間の再編成に向けて」石原邦雄編『家族と職業：競合と調整』第6章、ミネルヴァ書房。
- 松田茂樹（2002）「父親の育児参加促進策の方向性」国立社会保障問題研究所編『少子社会の子育て支援』第14章、東京大学出版会、pp. 313-330。
- 水野谷武志（2004）「雇用労働者夫妻における生活時間研究の配分」『研究所報』法政大学日本統計研究所、No. 34、pp. 63-108。
- 矢野真和（1997）「労働時間の短縮と生活時間」『日本労働協会雑誌』448号、日本労働研究機構。
- Coverman, Shelly（1985）“Explaining Husband’s Participation in Domestic Labor,” *Sociological Quarterly*, Vol. 26, pp. 81-97.
- Hiller, Dana V. (1984) “Power Dependence and Division of Family Work,” *Sex Roles* Vol. 10, pp. 1003-1019.
- Hochschild, Arlie R. (1997) “The Time Bind - When Becomes Home and Home Becomes Work” Henry Holt & Co (P) [アーリー・ラッセル・ホックシールド著、坂口縁、中野聡子、両角道代訳（2012）『タイム・バインドー働く母親のワークライフバランスー』明石書店]。
- Lamb, M.E. (1982) “Parental Influences on Child Development,” Paper presented at the Conference on Changing Fatherhood, University of Tilburg, the Netherlands.
- Nishioka, Hachiro (1998) “Men’s Domestic Role and the Gender System: Determinants of Husband’s Household Labor in Japan,” 『人口問題研究』 Vol. 54, No. 3, pp. 56-71.
- Rogers, Mary F. (1974) “Instrumental resources and Infra-Resources: The Bases of Power” *American Journal of Sociology* Vol. 79, No. 6, pp. 1418-1433.
- Shelton, Beth A. and John, Daphne (1996) “The Division of Household Labor,” *Annual Review of Sociology*, No. 22, pp. 299-322.

キーワード：ワークライフバランス 社会学 生活時間 全行動時刻別行為者率分析

(FUJIWARA Masago)